

## 令和8年度 研究セキュリティの確保に関する資金配分機関のリスクマネジメント 体制整備伴走支援事業 実施要領

### 1. 背景・目的

科学技術・イノベーションを推進していくためには、国際的に開かれたオープンで自由な研究環境において、多様なパートナーと協働していくことが不可欠である。我が国も、こうした理念に基づいて、長年にわたって様々な研究を支援してきた。各研究機関は、公費で支援された研究成果を広く公開することで、我が国の社会・経済の発展はもとより、グローバルな課題の解決にも大きく貢献してきた。

一方で、今や科学技術における優位性の確保は、国の経済安全保障にも関わる重要な要素となっており、世界の研究開発競争は激化の一途をたどっている。そうした中で、一部の組織や行為者が、我が国が堅持してきたオープンで自由な研究環境という理念に付け込んで、重要技術を不正に窃取すること等により、科学技術における優位性を得ようとする動きも生じている。

そのため、近年では、G7各国やその他の同志国においては、重要技術の流出防止を図るため、従来から行ってきた安全保障貿易管理等の枠組みにとどまらず、共同研究者や共同研究機関に対するデュー・ディリジェンスを実施した上で、リスク軽減措置を実施するといった、一段レベルの高い研究セキュリティの確保に関する取組が始められている。

我が国としても、これまでのような研究環境を維持しつつ、悪意のある組織や行為者から重要技術を保護し、引き続き健全な研究コミュニティの活動を行っていくことができるようにする必要があり。そのため、内閣府において有識者会議を開催し、国の競争的研究費で実施する研究開発プログラムのうち、経済安全保障の観点から特に技術流出を防止する必要があるものを「特定研究開発プログラム(※1)」として、諸外国の先進的な取組と同等の研究セキュリティの確保に関する取組を行うこととし、昨年末に「研究セキュリティの確保に関する取組の手順書(以下「手順書」という。)」を策定した。手順書では、「特定研究開発プログラム」の実施主体となる資金配分機関が、手順書記載の取組を推進するために重要な役割を担うこととされている。

このため、同志国等の研究セキュリティに関する政策や同志国の資金配分機関などの実態を踏まえ、特定研究開発プログラムを取り扱う、又は今後取り扱う予定の国内の資金配分機関に対し、研究セキュリティの取組強化を支援するため、令和8年度に内閣府及び内閣府が委託する業者による研究セキュリティの確保に関する資金配分機関のリスクマネジメント体制整備伴走支援事業(以下「本事業」という。)を実施する。

本事業は、伴走支援を通じて、資金配分機関の研究セキュリティ体制の強化・徹底が図られることはもとより、資金配分機関の規模や実情に応じて求められる研究セキュリティの取組を検証し、手順書の改訂に生かすためのリスクマネジメントの事例収集や成果・課題等の抽出を目的として実施するものである。

※1. 手順書に基づきリスクマネジメントを実施する対象は、研究成果の公開を前提とする競争的研究費のうち、重要技術領域リストに該当する技術を含む可能性があるものであって、経済安全保障の観点から特に技術流出の防止が必要であるとして、当該競争的研究費を所管する府省が資金配分機関と相談の上で指定する研究開発プログラム(手順書「第1章2-2. 対象となるプログラム」)。

## 2. 支援の具体的内容

本事業は、特定研究開発プログラムを取り扱う(又は取り扱うことを予定している)国内の資金配分機関における、手順書に基づくリスクマネジメントの実施及びその体制整備の構築を支援する。

具体的には、内閣府は委託業者を通して、例えば、以下のような資金配分機関の取組について事業計画書の作成を支援し、その計画に沿った事業の伴走支援を実施する。

- 手順書に記載されたデュー・ディリジェンス確認事項を公開情報等から効率的に収集する手法の検討、試行(デュー・ディリジェンスツールの試用含む)及び確立
- 特定研究開発プログラムにおいて研究機関から提出された自己申告やデュー・ディリジェンスによって集めた情報に基づく、研究分野の性質などに応じたリスク評価手法の検討
- 手順書に基づくリスクマネジメントを実行するための組織整備に向けた検討と体制整備
- 同志国を中心とした諸外国における資金配分機関の取組事例調査の実施及び取組の比較検討
- 資金配分機関の職員、研究者に向けた研究セキュリティの理解増進を図るための教材やツール開発
- 特定研究開発プログラムにおいて研究機関に講じさせたリスク軽減措置の効果的なフォローアップの方法の検討

(図1:本事業のスキーム図)



本事業への参加を希望する資金配分機関は、機関の長の下、本事業に主体的に取り組む組織を決定した上で様式1を期日(4月30日)までに内閣府に提出し、登録する必要がある。

支援対象となった資金配分機関は、委託業者と秘密保持契約を締結し、本事業スケジュール(図2)に沿って内閣府が定める時期までに委託業者と調整した上で様式2の事業計画書を作成し、内閣府に提出することが求められる。事業計画書の作成に当たっては、内閣府及び委託業者とミーティングを定期的に行い、現状のヒアリング、サポート等を受けながら事業計画のブラッシュアップを行うこと。なお、事業計画書については、「4. 委託業者が実施可能な支援メニュー」及び「6. 支援件数・規模」を考慮し、委託業者と相談の上、作成すること。

(図2: 本事業のスケジュール)

	2026年						
	3月	4月	5月	6月	7月	...	1月
本事業登録期間(様式1) (3月31日～4月30日)		登録					
支援対象機関の決定・委託業者との秘密保持契約締結 (5月中旬頃)			☆				
(様式2)事業計画書作成・提出 (5月中旬～6月下旬)				作成・提出			
伴走支援 (支援決定～1月末)				伴走支援			
報告書作成・提出 (1月末頃)							作成・提出

### 3. 支援対象機関の候補

支援対象機関の候補は、公募型研究開発に係る業務を行う研究開発法人のうち、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)別表第二に掲げるもの(日本学術振興会、科学技術振興機構、新エネルギー・産業技術開発機構、農業・食品産業技術総合研究機構、日本医療研究開発機構)に加え、宇宙航空研究開発機構、情報通信研究機構、環境再生保全機構とする。

#### 4. 委託業者が実施可能な支援メニュー

本事業で伴走支援を行う委託業者が支援対象機関に対し支援可能なメニューは、以下のとおりである。

業務費	諸謝金	事業の実施に必要な知識、情報、技術の提供に対する経費については、委託業者が委嘱することで支出可能
	旅費	事業の実施に必要な旅費については、委託業者から依頼出張することで支出可能
	会議費	事業の実施に必要な会議等の開催に要する経費は、委託業者から支出することが可能
	消耗品費	事業の実施に必要な消耗品(10万円未満)の購入費、事業を行うために必要なソフトウェア購入費等(10万円未満)については、委託業者が購入し、提供することが可能
	デュー・ディリジェンスツールのライセンス使用料	事業の実施に必要な経費のうち、委託業者が提供できないデュー・ディリジェンスツールのライセンス使用料については、委託業者が専門業者に外注することで、資金配分機関に伴走支援期間中のライセンスを提供可能
	国内・海外事例調査等の調査研究業務	事業の実施に必要な調査研究業務については、委託業者へ依頼可能
	資料作成支援	事業の実施に際し、所管府省及び機関で使用する資料の作成については、委託業者へ依頼可能

#### 支援対象外メニュー(例)

- ・人件費や専門人材の派遣
- ・当然備えているべき機器・備品等(机・椅子等の什器類、事務機器等)の提供
- ・その他事業計画書と関係のない取組

#### 5. 事業期間

内閣府による支援決定後、委託業者と支援対象機関の秘密保持契約締結日から令和9年1月31日まで

#### 6. 支援件数・規模

本事業の支援件数は数件程度とし、事業全体として支援総額は上限 3.2 億円とする。ただし、予算の範囲内において、支援件数や支援額は増減する場合がある。

## 7. 成果報告

支援対象機関は、本事業の実施内容を成果報告書として取りまとめ、委託業者へ提出すること。成果報告書に記載する事項としては、本事業の支援により作成した事業計画書に基づく取組の実施内容及び課題の整理、今後の対応策や展望等とする。成果報告書の詳細及び形式については、採択決定後に内閣府科学技術・イノベーション推進事務局及び委託業者と協議の上、決定する。

また、事業実施期間中、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局は、手順書改訂に向けた検討のため、中間報告を求めるとともに、必要に応じて適宜、事業の進捗状況・予算執行状況をヒアリングすることがある。

支援対象機関が提供する情報については、その機微性に鑑み、事前に内閣府科学技術・イノベーション推進事務局と協議の上、その範囲を決定する。

## 8. 登録方法等

### (1) スケジュール

本事業のスケジュールは以下のとおりである。

登録受付開始	令和7年3月 31 日(火)
登録締切日	令和7年4月 30 日(木)12 時(正午) 必着<厳守>
内閣府内協議	5月上旬
伴走支援の決定通知	5月中旬頃
委託業者との秘密保持契約手続～支援開始	5月中旬～5月下旬

### (2) 登録申請者

登録申請者は、資金配分機関の長とする。

### (3) 登録申請書類

#### ア) 登録申請書類の内容

##### 【基本情報】

##### 【1. 登録申請機関の基本情報】

##### 【2. これまでの研究セキュリティの確保に関する取組状況及び組織体制整備状況(取組を実施している場合)】

#### イ) 提出方法と提出先

内閣府 HP から登録申請書類をダウンロードし、必要事項を記入の上、書類一式を下記の宛先まで電子メールで提出すること。提出用メールアドレスについては、問い合わせ先

に連絡し入手すること。提出期限後の資料の提出、差し替え及び訂正は認められないため、提出期限を遵守するとともに、内容等の確認を十分に行うこと。

※いずれもサイズは1ファイルあたり合計20MB 以内としてください。

内閣府科学技術・イノベーション推進事務局研究環境担当

所在地: 〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1中央合同庁舎第8号館6階

#### ウ) 問合せ先

内閣府科学技術・イノベーション推進事務局

担当(久間木、阿部、石川)

所在地: 〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1中央合同庁舎第8号館6階

電話番号: 03-6257-1314

### 9. 支援決定の基準等

(1) 内閣府において、以下の審査基準に基づき支援の可否を決定する。

#### ア) 事業の実施主体となる組織の明確化、事業の有効性・実現性

- 事業を実施する資金配分機関において、機関の長のガバナンスの下で、本事業の実施主体となる組織を決定しているか。
- 資金配分機関全体として取り組む本事業の位置付けなどが、機関内の取組の中で適切かつ明確に位置付けられており、本事業を実行することで、研究機関等におけるリスクマネジメントの取組が強化されるものとなっているか。

#### イ) 事業としての発展性・波及性

- 本事業で得られた知見について、他の資金配分機関や各機関内の他部署等に共有するなど、リスクマネジメントの実施に当たり活用することについて合意されているか。

#### (2) 伴走支援の決定通知

登録申請をもって組織として本事業に取り組むものとみなし、内閣府内での協議の上、支援の決定を行う。

伴走支援決定の通知は、令和8年4月上旬頃、申請した資金配分機関へ文書により通知する(状況に応じて、通知時期は前後する可能性がある)。

なお、内閣府職員含む審査に携わる者は、採択の可否に関わらず一連の審査・評価の過程で取得した情報について、審査関連の職にある期間だけでなく、その職を退いた後にも第三者に漏洩しないことが義務付けられる。

## 10.その他支援事業実施に際しての留意事項

- (1) 本事業実施中、事業者を通じて内閣府科学技術・イノベーション推進事務局より必要に応じて、事業の進捗状況等をヒアリングすることがある。その際、受託者はそれに応じなければならない。
  
- (2) 本事業終了後、実施結果のフォローアップ(事業終了後の取組状況や、他機関への展開・波及状況の確認)等のため、ヒアリング等により内閣府科学技術・イノベーション推進事務局への報告が求められる場合がある。

以上